（２）本実施要領と併せて公表する企画提案書作成要領、審査要領、要求水準書、工事請負契約書（案）等及びこれらに付随する資料（基本計画書及び質問に対する回答を含む。）は、本実施要領と一体のものとする。また、これら公募資料は、参加者が提出する企画提案書を作成する上での前提条件となり、事業者選定後の契約締結時においては契約関係当事者を拘束する要件となる。
なお、本市から提示する資料は、本事業に係る検討以外の目的で使用することはできない。また、参加者は、本事業に関する知り得た情報（公表資料を除く）を本市の許可なく第三者に漏らしてはならない。

（３）プロポーザルに要する全ての経費は参加者の負担とする。

（４）参加を取り下げる場合、速やかに様式９「辞退届」を提出し、その旨連絡すること。
なお、参加資格を喪失する事由が生じた場合も、同様に対応すること。

（５）次のいずれかに該当する場合は失格とする。
○参加資格を有していない場合。
○提出資料等が本要領の提出方法や条件に適合しない場合。
○提出内容に虚偽がある場合。なお、虚偽の記載をした者に対して、今後、本市が実施するデザインビルド方式の公募型プロポーザルにおいて、技術提案の参加者として選定されないことがあるものとする。
○その他、本要領に違反すると認められる場合。
○参加者が審査関係者に対する不当な活動を行ったと認められる場合。
○契約締結までの間に入札参加資格停止の措置や指名除外の措置を受けた場合。
○その他、四日市市契約施行規則に違反した場合。

（６）審査結果について説明を希望される参加者は、審査結果通知書に記載された期日までにその旨を記載した書面を提出すること。

（７）現地確認を希望する参加者は「16. 問い合わせ先」へ連絡すること。担当課にて日程調整を行い、現地確認の日時（令和８年９月末まで）を伝えるので、担当課の指示に従い現地確認を行うこと。なお、現地確認希望者は、自らの責任により安全管理を実施すること。事故等が生じた場合は、現地確認希望者の責任において対応すること。

（８）既設工事の完成図書等の閲覧は可とする。閲覧を希望する参加者は、「16. 問い合わせ先」へ連絡すること。担当課にて日程調整を行い、閲覧の日時（令和８年９月末まで）を伝えるので、担当課の指示に従うこと。

（９）事業契約の解釈について疑義が生じた場合は、本市と事業者は誠意を持って協議するものとし、協議が調わない場合は、各契約書に規定する具体的措置に従うこととする。

（10）事業契約に関する紛争については、津地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

（11）参加者は、１つの提案しか行うことができない。

（12）提出した書類の変更、再提出はできない。ただし、提出書類の脱漏又は不明確な表示等があり、かつ本市が変更を認めたときはこの限りではない。

（13）実施要領に定めるもののほか、参加にあたって必要な事項が生じた場合には、特定ＪＶの代表者に通知する。